

第 1 章 第 2 次大牟田市人権教育・啓発基本計画について

1 基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

本計画は、2003 年に策定した第 1 次計画と同様、既存の行政諸施策並びに今後実施される諸施策を人権教育・啓発の視点から点検・見直し等を行うための基本指針としての活用を図り、市政のあらゆる分野で総合的・効果的に人権教育・啓発の推進に努めるものとします。

(2) 計画の基本理念

本計画では、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指すことを基本理念としています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、2015(平成 27)年度から 2024(平成 36)年度までの 10 年間とします。

2 策定の背景

(1) 国際的な取り組み

国連では、1948 年の世界人権宣言の採択以降、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」などの人権保障の取り組みをはじめ、「人権教育のための国連 10 年」の決議に基づき、各国に人権教育の積極的な推進を求めました。

そして、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が最終年を迎えた 2004 年の国際人権委員会において、これを引き継ぐ「人権教育のための世界プログラム」に 2005 年から取り組むことになりました。

(2) 国・県の取り組み

国では、1997 年に「人権教育のための国内行動計画」が策定され、2000 年には、「人権教育・啓発推進法」が施行、さらに 2002 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、一部改訂されながら、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、様々な施策を展開しています。

福岡県では、法や国の計画に基づき、1998 年に「人権教育のための国連 10 年に関する福岡県行動計画」が策定され、2003 年には、当該計画を引き継ぐ「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定して、様々な人権問題の解決と、人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進しています。

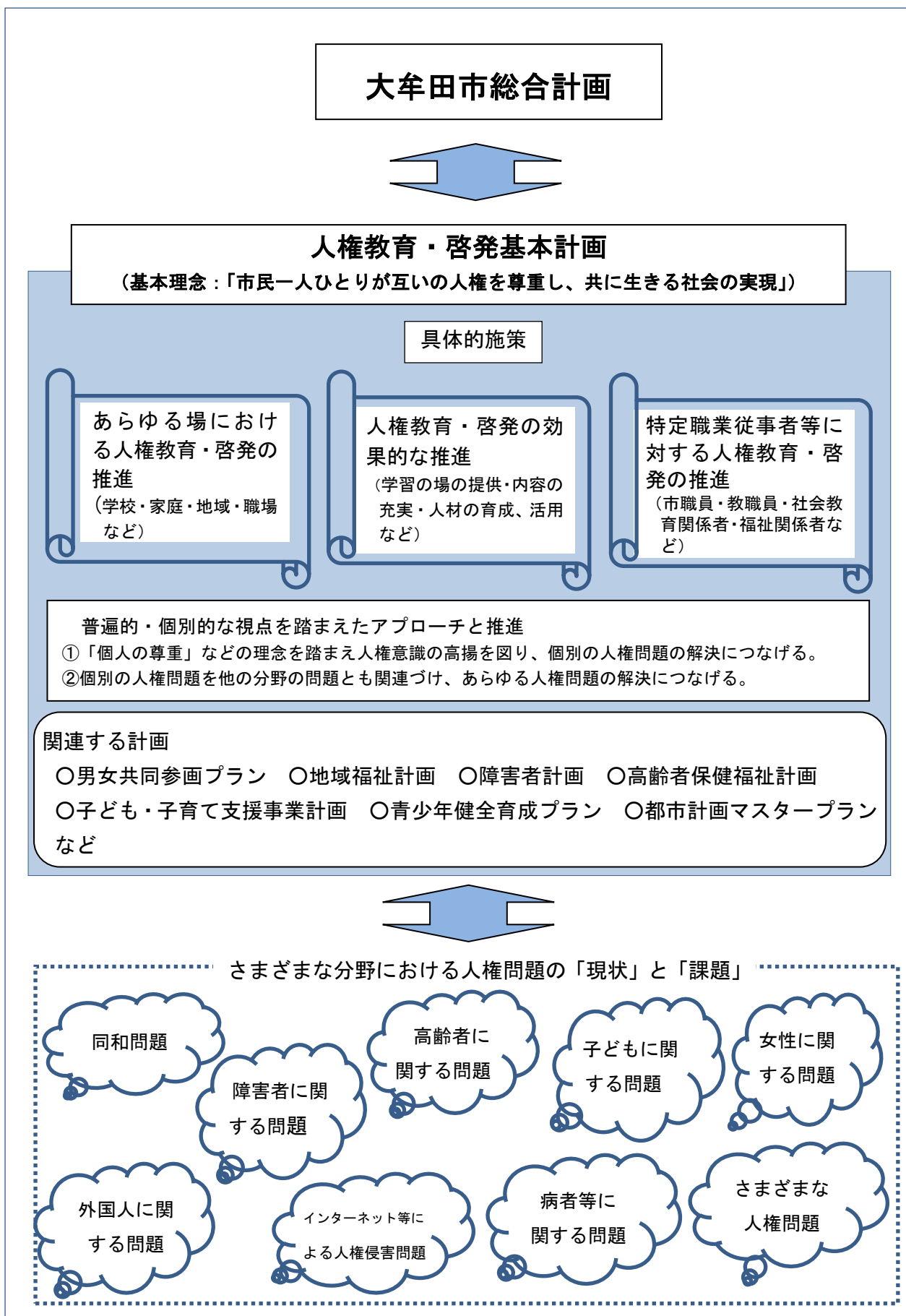
(3) 本市の取り組み

1996 年に、「大牟田市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定するとともに「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」(以下、「市同推協」という。)
「大牟田市人権・同和教育研究協議会」(以下、「市同研」という。)を設立して、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい地域社会実現のため、市民と協働による啓発推進を図っています。

2003 年には、本市における人権教育・啓発の基本指針として「第 1 次計画」を、2006 年には、第 1 次計画の「追補」を、2015 年には、「第 2 次計画」を策定しました。

今後も市民と行政の協働により、基本的人権の尊重を根底に捉え、あらゆる差別をなくし、明るく住み良い地域社会実現のための人権教育・啓発にかかる施策の推進を図っていきます。

3 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進（イメージ図）



第3章 さまざまな分野における人権問題

日本固有の人権問題である同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人等の人権問題があり、その取り組みの進展によって新たな課題に直面するに至った問題とともに、これから取り組みを始めなければならない問題が存在しています。

1 同和問題

〈現状〉

国では、同和問題の早期解決を図るため、関係諸施策を推進してきました。

本市においても、同和問題の解決を重要な課題と捉え、同和地区の様々な生活環境改善を推進するとともに、社会福祉の向上、教育の充実に努めました。

しかし、依然として結婚や就職差別につながる差別事象が起きています。

〈課題〉

- ・あらゆる機会を通して、市民一人ひとりが、同和問題の正しい理解と認識を深める。
- ・人権に関わる関係機関等と連携・協力し、人権教育・啓発に取り組む。

〈取り組みの基本的方向〉

- ①人権・同和問題啓発の推進
 - ・市民啓発活動の充実
 - ・企業等における啓発活動の推進
- ②人権・同和教育の推進
 - ・学校教育における人権・同和教育の推進
 - ・社会教育における人権・同和教育の推進

2 女性に関する人権問題

〈現状〉

「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき 2003 年に「おおむた男女共同参画プラン」を策定するとともに、2006 年「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行、2013 年には「第2次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進しています。

〈課題〉

- ・職場や地域における女性の政策・方針決定過程への参画が少ない。
- ・家事・育児・介護の多くの部分を女性が負担している。

〈取り組みの基本的方向〉

- ①男女共同参画社会への啓発・教育の推進
 - ・学校、家庭、地域、職場などあらゆる場での啓発・教育の推進
- ②女性の社会への更なる参画の促進
 - ・政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- ③女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・相談機能の充実
 - ・DV等被害者の自立支援
 - ・啓発の推進

3 子どもに関する人権問題

〈現状〉

子どもの権利を守るための法制度の整備は進みましたが、近年、子どもを取り巻く環境は、厳しいものとなってきています。

本市においては、「子ども・子育て支援法」に基づく、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」や「大牟田市青少年健全育成プラン」を2015年3月に策定し、社会全体で子どもが健やかに成長できるよう取り組みを進めています。

〈課題〉

- ・子どもの人権に関わる家庭、学校、地域などで、子ども達の発達段階に応じた人権尊重の心を育てる人権教育の推進
- ・それに携わる大人の人権意識の高揚

〈取り組みの基本的方向〉

- ①「子どもの権利」の理解を深めるための啓発の推進
 - ・「子どもの権利に関する条約」の周知及び啓発活動の推進
- ②地域での子育て支援の充実
- ③青少年の健全育成の推進
- ④青少年に関する諸問題への対応の充実

4 高齢者に関する人権問題

〈現状〉

2014年10月の本市の高齢化率は、32.9%に達し、国・県を10年以上も上回るスピードで進行しています。特に、75歳以上の後期高齢者の占める割合が高く、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加し、その対応は重要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本テーマに、高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、様々な施策を積極的に推進しています。

〈課題〉

- ・高齢者が自分の生き方を自己決定することができ、人間として尊厳のある生活が送れるよう、高齢者の人権の保障
- ・成年後見制度の利用促進、相談窓口の充実
- ・医療、福祉、介護従事者をはじめ、市民の人権意識の高揚

〈取り組みの基本的方向〉

- ①啓発活動・福祉教育の推進
 - ・福祉意識の啓発
 - ・福祉教育の確保
- ②高齢者の生きがい対策の推進
 - ・社会参加の確保
 - ・就業機会の確保
- ③各種サービス利用のための環境づくり
 - ・相談体制の充実
 - ・情報提供の充実
- ④生活の継続性の尊重
 - ・地域との協働による見守り活動の充実
 - ・高齢者虐待に対する対応の強化
 - ・権利擁護体制の推進
 - ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業の実施
 - ・認知症高齢者にかかる研究・研修の充実

5 障害者に関する人権問題

〈現状〉

国では、「障害者基本法」や「障害者差別解消法」をはじめ障害者福祉に関する関係諸法令の整備がなされ、2014年に「障害者の権利に関する条約」の締結国となりました。

本市では、「一人ひとりが尊重され、ともに参加し、ともに暮らせるまち～ノーマライゼーション社会の実現～」を基本理念とした「大牟田市障害者計画」を策定し、各種障害福祉施策を推進しています。

〈課題〉

- ・ 障害や障害者に対する正しい知識の啓発や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進
- ・ 成年後見制度の利用促進などの障害者の権利を擁護する取り組みの推進

〈取り組みの基本的方向〉

- ① 広報・啓発活動の推進
 - ・ 正しい理解と認識のための教育・啓発活動の推進
 - ・ 障害者福祉制度の周知
- ② 自立と社会参加の促進
 - ・ スポーツ・文化芸術活動への参加促進
 - ・ 雇用・就労機会の促進
 - ・ ボランティア活動の促進
 - ・ 相談支援体制の充実
- ③ 特別支援教育の充実

6 外国人に関する人権問題

〈現状〉

習慣や文化、価値観の違いに対する理解不足による偏見や差別意識などを生じさせないように、違いが尊重され、豊かな人間関係が構築されるような施策が求められています。

本市では、中国大同市、米国マスキガン郡・市、ノースマスキガン市と姉妹都市を締結し、文化、スポーツ、教育などの各分野にわたって多彩な交流を進めています。また近年では、企業での研修・実技実習や、興行活動などを行う外国人も増加しています。

〈課題〉

- ・ 人権尊重を基調とし、国際理解を深め、偏見や差別意識の解消に向けた取り組み

〈取り組みの基本的方向〉

- ① 国際理解のための教育・啓発の推進
- ② 住みやすい環境づくり
 - ・ 外国人にも配慮した環境づくり
 - ・ 相談体制の充実

7 病者等に関する人権問題

〈現状〉

(1) HIV感染者等に関する問題

病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者、あるいはその家族に対して、偏見を持ったり差別したりすることが問題となっています。本市ではHIV夜間検査及びポスターの掲示並びに街頭啓発を行っています。

(2) ハンセン病患者等に関する問題

ハンセン病患者・回復者の社会復帰が実現するためには、偏見を払拭し、居住の自由をはじめとする人権が保障される地域づくりが急務となっています。

〈課題〉

- ・ HIVやハンセン病など感染症に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に向けた取り組み

〈取り組みの基本的方向〉

- ①正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ②病者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

8 インターネット等による人権侵害問題

〈現状〉

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページ等による情報の受発信が簡単にできるようになりました。特に、携帯電話やスマートフォンの普及は目覚ましいものがあり、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力的表現、卑猥情報などいわゆる有害情報の発信が問題になっています。

〈課題〉

- ・ 家庭や地域、職場、学校などあらゆる場において、インターネット利用上の注意点や危険性に関する学習機会の提供
- ・ 個人情報の適正な維持、管理を図るための啓発

〈取り組みの基本的方向〉

- ①情報モラル教育の充実
- ②個人情報の保護等に関する広報・啓発活動の推進

9 さまざまな人権問題

- (1) 刑を終えて出所した人に関する問題
- (2) 犯罪被害者に関する問題
- (3) 国際的紛争等に巻き込まれた人たちに関する問題
- (4) ホームレスの人たちに関する問題
- (5) 性的少数者の人権
- (6) 東日本大震災に起因する人権
- (7) 奄美群島から移住してきた人
- (8) その他の人権問題